

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（案）

1 はじめに

今月14日、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

これも、多くの県民、事業者の皆様のご理解とご協力、また、医療の最前線で奮闘いただいている医療関係者、様々な現場で社会を支えていただいている皆様のご尽力によるものであり、改めて感謝いたします。

「緊急事態宣言」の解除以降の感染状況について見ると、落ち着いた状況を見せておりました。このため、感染の再拡大防止と医療提供体制の確保を図りながら、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げていく時期が近づきつつあると考えていました。

しかしながら、4月30日から感染者数0が続いていた北九州市では、5月23日以降、感染者が急増しており、特に、本日は26名の感染が判明し、この1週間で69名となりました。そのうち27名が経路不明であり、専門家によると、市中にまん延している可能性も否定できないとされております。

本県では、再度感染が拡大する場合に備えて、医療提供体制確保の準備に入るための独自の指標（「福岡コロナ警報」）を設定しており、この指標をもとに総合的に判断し、医療がひっ迫する恐れがある場合には、医療機関に対し、病床の準備等受入れ体制の整備を要請するとともに、県民、事業者の皆様がとるべき措置について検討を開始することとしています。

この「福岡コロナ警報」に照らして、感染の現状を見ると、①感染者数（3日移動平均）は、「緊急事態宣言」解除後の1週間は1人以下でしたが、北九州市での発生の増加により、直近は8人を超えており、②経路不明者の割合も、直近1週間のうち5日間で50%以上となっています。

一方、③病床稼働率、④重症病床稼働率は、ともに直近1週間は1割以下となっています。

このように、現段階では、県全体で、医療提供体制の確保の準備に入るレベルには至っておらず、医療提供体制も余力がある状態にあります。

しかしながら、今後の状況如何によっては、厳しい状況になることも予想されます。このため、社会経済活動のレベルを徐々に引き上げながら、これまでの努力が水泡に帰すことがないよう、この北九州市の感染の拡大が全県下に広がり、第2波となることを断固食い止める必要があります。そこで、北九州市での感染状況についての詳細な分析を行い、現在行っている措置を見直し、以下の措置をとることとします。

2 6月1日以降の取組み

(1) 外出の自粛

① 不要不急の外出自粛要請は解除する。

都道府県をまたぐ帰省や旅行も可能となるが、6月18日まで、北海道、埼玉

県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動は慎重に対応すること。

また、県内の他の地域への移動は、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に対応すること

北九州市民は、当分の間、県内外への不要不急の外出を控えること

- ② 外出の際には、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること

※ 各人による感染防止策

「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保等

- ③ 観光振興に関しては、まずは県内の観光から取り組むこととし、県外からの積極的な誘客は6月19日以降実施のこと

(2) 催物（イベント等）の開催

- ① 催物（イベント等）については、以下を目安に開催すること（展示会、見本市等についてもこれに準じる）

【～6月18日】

屋内：100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：200人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【6月19日～7月9日】

屋内：1000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：1000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【7月10日～7月31日】

屋内：5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：5000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

【8月1日～】

屋内：収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外：人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

- ② 全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、6月19日以降、まずは無観客で開催し、7月10日以降は上記①の要件に基づき開催のこと

- ③ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること

なお、8月1日以降については開催も可能とするが、人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）すること

※ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能

- ④ ①～③の開催に当たっては、以下の徹底的な感染防止策を講ずること
リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの対応を行うこと

また、北九州市内における催物（イベント等）については、6月18日まで開

催を自粛すること

※ 感染防止策（詳細については別紙1参照）

入退場時の制限や誘導、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策、主催者による出演者・参加者等の移動中や移動先における感染防止のための行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）等

(3) 施設の休業等

① これまでの休業要請は解除する。

ただし、北九州市内に所在する施設のうち、これまで国内においてクラスターが発生し、特に感染リスクの高い接待を伴う飲食店、ライブハウスについては、6月18日まで、休業について協力を要請（北九州市での感染状況についての詳細な分析を行い、その結果が明らかになった場合、期日を早める場合もある）

※ 接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが休業要請の対象

※ 北九州市において、一部の公共施設の臨時休館を実施していることに鑑み、県立の関門海峡ミュージアム、北九州勤労青少年文化センター、平尾台自然観察センターについては、6月18日まで休館

※ 北九州地区の県立学校については、6月1日から当面1週間、分散登校を実施
市町村立学校及び私立学校については、県立学校を参考に、設置者が判断

② すべての施設管理者は、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとの徹底した感染防止策（別紙2参照）を確実に講ずること

特に、国内においてクラスターが発生した施設については、厳重な感染防止策を講ずること

③ 今後、クラスターが発生した場合には、当該施設類型に属する施設について、再度の休業要請等を検討する。

(4) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

(5) 新しい生活様式の実践

引き続き、感染防止の3つの基本である①「身体的距離の確保」、②「マスクの着用」、③「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること

※ 「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面ではなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

3 医療機関等への相談

(1) ①～③のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相

談すること

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(2) 発熱や咳など風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず、事前に電話で相談すること

4 検査体制の充実と医療提供体制の確保

(1) 抗原検査の導入促進

検査の充実を図るため、短時間で結果がわかる「新型コロナウイルス抗原迅速診断キット」を、本県へ優先的に供給するよう国に要請しています。

今後とも、中核的な機能を果たしている医療機関、感染リスクが高い医療機関（特定機能病院、救命救急センター、感染症指定医療機関等）へ、同キットの導入を推進していきます。

(2) 医療提供体制の確保

病床については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、計490床（このうち重症病床60床）を確保しています。さらに、当面の目標である合計570床を目指し、関係医療機関と調整を進めております。

民間の宿泊療養施設についても、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3つのホテルで計826室を確保しております。合計5施設1,200室が確保できるよう、ホテル事業者と調整を進めております。

エクモについては、県内で61台を確保し、さらに、その購入費用に対し助成を行い、整備を進めているところです。また、これまで11人の患者（最大同時に7人）に使用してきましたが、重症患者が大幅に増加した場合に備え、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく相互利用が可能となるよう、九州地方知事会に提案し、実施に向け調整を行っています。

5 おわりに

新型コロナウイルスとの戦いは、長丁場となります。この戦いに打ち勝つか否かは、県民の皆様一人一人の意識と行動にかかっており、改めて、地域の力と結束が問われます。

誰もが、感染するリスク、感染させるリスクがあります。自分自身、家族、周囲の人、地域と社会を守るため、気を緩めることなく、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、そして、徹底した感染防止対策の実施に、しっかり取り組んでください。

県民、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

(参考)

最近の感染状況と「福岡コロナ警報」

県では、感染状況とあわせて、医療提供体制確保の準備に入るための指標（「福岡コロナ警報」）を設定し、毎日公表しています。

この指標の状況から、医療がひっ迫する恐れがあると認められる場合には、病床の準備等について要請することになりますので、この指標に該当しない状態は、感染が抑制され、医療提供体制に余裕がある状態と言えます。

福岡コロナ警報

以下①～④の指標をもとに、総合的に判断

- ① 1日当たりの感染者数が3日連続8人（3日移動平均）以上で増加傾向にあること
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること
- ③ 病床稼働率50%以上であること
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること

指標	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21
①感染者数	0.7人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0人	0人
②経路不明者の割合	-	-	0%	-	-	-	-
③病床稼働率	12.8%	11.9%	11.9%	10.0%	8.8%	8.2%	7.1%
④重症病床稼働率	16.7%	13.3%	13.3%	13.3%	10.0%	6.7%	8.3%

指標	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
①感染者数	0人	1.33人	2.67人	4.67人	4.0人	5.33人	10.33人	18.33人
②経路不明者の割合	-	100%	75%	83.3%	100%	50%	19.0%	23.1%
③病床稼働率	5.9%	6.5%	6.7%	7.6%	6.7%	7.3%	7.1%	
④重症病床稼働率	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	10.0%	10.0%	6.7%	

この4指標のうち、①感染者数（3日移動平均）は、「緊急事態宣言」解除後の1週間は1人以下でしたが、5月23日以降の北九州市での発生の増加により、直近は8人を超えており、②経路不明者の割合も、直近1週間のうち5日間で50%以上となっています。

一方、③病床稼働率、④重症病床稼働率は、ともに直近1週間は1割以下となっています。

今後も、北九州市における発生状況を注視していく必要がありますが、「福岡コロナ警報」に照らし、感染の現状を見ると、現段階では、県全体で、医療提供体制の確保の準備に入るレベルには至っておらず、医療提供体制も余力がある状態にあります。

(参考)

催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または参加者の把握が困難	地域の行事かつ参加者がおおよそ把握可能
~6月18日	【屋内】100人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】200人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、営業器具にも注意	【屋内】1000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】1000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応、営業器具にも注意	全国的な移動を伴うもの(プロスポーツ等)	開催不可	中止を含めて慎重に開催を検討 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものは、開催可
				無観客で開催	
6月19日~	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	全国的な移動を伴うもの(プロスポーツ等)	無観客で開催	中止を含めて慎重に開催を検討 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものは、開催可
				無観客で開催	
7月10日~	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	全国的な移動を伴うもの(プロスポーツ等)	無観客で開催	中止を含めて慎重に開催を検討 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものは、開催可
				無観客で開催	
感染状況を見つつ 8月1日~	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半程度以内 【屋外】5000人以下かつ人の距離を十分に確保(できるだけ2m) 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	全国的な移動を伴うもの(プロスポーツ等)	無観客で開催	中止を含めて慎重に開催を検討 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものは、開催可
				無観客で開催	

※ 開催にあたっては、別紙「催物(イベント等)の開催における感染防止対策」を基に、徹底した感染防止策を講ずること

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業要請の延長に伴う支援策について

- 国の第2次補正予算において、売上の急減に直面するテナント事業者に対して、支払家賃（月額）の3分の2の「家賃支援給付金」が支給されることになっております。
- 引き続き、本県の休業要請に協力いただく下記の施設を運営する事業者については、これに加えて、県独自に、休業要請期間の家賃の1割を支給することといたします。

記

【休業の協力要請を行う施設】

- ・ 接待を伴う飲食店
- ・ ライブハウス

催物(イベント等)の開催における感染防止対策

催物(イベント等)を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること

【参加者及びスタッフへの制限等】

- 受付及び会場での間隔(できるだけ2m)確保
- 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離(できるだけ2m)を確保
- 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 出演者、参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- 出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保
- 参加者の声援等を伴う催物にあつては参加者同士の距離を十分に確保し、過度な大きさ、頻度の声出しを控える
- 催物の前後や休憩時間における交流等を極力控えるよう呼びかける
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理
- 出演者、参加者等に移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うよう呼びかける

【施設内における対策等】

- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
 - 手指消毒設備の設置(受付、会場内、スタッフルーム等)
 - 屋内においては施設の常時換気の徹底
 - 施設の共用部分(トイレ、テーブル等)の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
 - トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える
 - スタッフ等の休憩スペースや更衣室は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
 - 飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- ※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用を徹底

1 休業の協力要請を行う施設【北九州市のみ】

施設の種類	内訳
遊興施設	<p>接待を伴う飲食店、ライブハウス</p> <p>※ 接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが休業要請の対象</p>

2 徹底した感染対策を実施することを条件に休業を要請しない施設

施設の種類	内訳
遊興施設	<p>接待を伴う飲食店（北九州市以外）、ライブハウス（北九州市以外）、カラオケボックス、ダンスホール、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等（北九州市においては、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等で、客の接待を伴わないものについては、休業要請の対象外）</p> <p>なお、別添「接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について」、「ライブハウスにおける感染防止対策の徹底について」、「カラオケボックスにおける感染防止対策の徹底について」、「その他の遊興施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
大学、学習塾等	<p>大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等</p> <p>なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
学校（上記を除く）	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校</p> <p>なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
屋内運動施設	<p>スポーツジム、スポーツ教室、体育館、水泳場、ボーリング場等</p> <p>なお、別添「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室）における感染防止対策の徹底について」、「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室を除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
遊技施設	<p>パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等</p> <p>なお、別添「パチンコ店における感染防止対策の徹底について」、「マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
劇場等	<p>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>

集会・展示施設	<p>集会場、公会堂、展示場</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
	<p>博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）</p> <p>なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>
商業施設	<p>生活必需物資販売施設の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>なお、別添「商業施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る</p>

3 事業の継続が求められる施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	<p>飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む）</p> <p>なお、別添「食事提供施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策が講じたものに限る</p>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	<p>銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等</p> <p>なお、テレワークなどを一層促進すること</p>
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※上記施設については、別添「感染予防対策例と留意点」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

感染予防対策例と留意点

(基本的事項)

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）すること
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒
- ・従業員や出入り業者に発熱感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

○症状のある方の入場制限

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限すること
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理すること

○感染対策の例

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底
※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする）。

○トイレ（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

○休憩スペース（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒（手が触ることがない床や壁は、通常の清掃で良い）。
- ※市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤で可

接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について

(接待を伴うキャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等)

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数、滞在時間制限を設け、店内が混雑しないよう徹底（できるだけ1席とばし）
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- お酌、グラス・おちょこの回し飲み、食器等の共有を避ける
- 施設の共用部分等の定期的（概ね30分ごと、カラオケは使用の都度）な消毒
- 座席の間隔（できるだけ1席とばし）の確保又はパーティションの設置
- 入店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- 入店者一人に接客（接待）する従業員を必要最小限とし、身体的接触を避ける
- 感染発生に備え、入店者の氏名、連絡先を記録し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入店者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入店者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒（使い捨て食器等も検討）
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒

- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

ライブハウスにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入退場時の制限や誘導を行い人と人の距離（できるだけ2m）を確保
- 入場者の数の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入場者及び従業員のマスク着用、手洗いや手指消毒の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- 施設の共用部分や音楽機材等の定期的な消毒
- グラスや食器類の共有を避ける
- 座席等の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーティションの設置
- ステージと客席の間についても適切な距離確保等による飛沫感染防止対策
- 入場者や演奏者の接触行為（ハイタッチ等）を控える
- 入場者や演奏者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入場者間で大声で会話や歌唱、声援を行わないよう呼びかける
- 感染発生に備え、入場者の氏名、連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒（使い捨て食器等も検討）
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

カラオケボックスにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数（室定員半数を目安）、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 十分な施設の換気の徹底
- グラスや食器類の共有を避ける
- 座席の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーティションの設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね30分ごと）な消毒
- 入店者の入れ替えのタイミングでボックス内設備等の消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 入店者間で大声で会話を行わないように呼びかける
- 感染発生に備え、入店者の氏名、連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（及び入店者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入店者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒（使い捨て食器等も検討）
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

その他の遊興施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入店者の数、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又はパーティションの設置
- お酌、グラス・おちょこの回し飲みを避ける
- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の換気の徹底
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 来店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

学校における感染防止対策の徹底について

- 児童生徒及び教職員に対して手洗いやマスクの着用を徹底させる。
- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒について、登校時、教室に入る前に、保健室等での検温等を行う。発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させる。
- 授業中や休み時間において、窓を開けて換気を行う。
- 学校医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、ドアノブやスイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。
- 食堂や図書館など大勢の児童生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒同士の間可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- 各教科等の指導にあたっては、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い、以下に掲げるような学習活動は当面行わない。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（部活動についても同様とする。）
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- その他、文部科学省が発出している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け2文科初第222号）」等に準拠して実施する。

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 利用者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- 従業員のマスク着用の徹底や、競技に応じて利用者のマスク着用を促す
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 利用者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の常時換気の徹底
- 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 器具やスタジオの利用者交代時の消毒
- 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- トレーニングやレッスン時の接触行為(ハイタッチ等)を控える
- 利用者が大声で発声を行わないように求める
- 更衣室、休憩室等における3密の回避
- 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- 感染発生に備え、利用者の氏名や連絡先を確認し、行政機関の調査に最大限応じること

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び利用者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・利用者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒(使い捨て食器等も検討)
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室を除く) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- 従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- 更衣室、休憩室等における3密の回避
- 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- 利用者が大声で発声を行わないように求める

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

パチンコ店における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の常時換気の徹底
- 利用者の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又は利用者間のパーティションの設置
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 休憩室等における3密の回避
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、イス等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 施設の換気の徹底
- 利用者間で十分な間隔の確保
- 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- 遊技中の食事の自粛

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- 利用者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）を確保する
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 手指消毒設備の設置
- 適切な消毒や換気等が行われること
- 休憩室等における3密の回避

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

商業施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入場制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底
- 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- 適切な消毒や換気が行われること
- 会計時のレジ等における十分な間隔の確保
- 窓口等の対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- 商品サンプル等の提供自粛
- 電子決済の利用促進

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

食事提供施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者数や滞在時間の制限
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- できるだけ、対面ではなく横並びに座るようにする
- 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の回避
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるようにする
- 酒類の提供時間への配慮

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒